平成27年6月16日
7月より開始する
新たなサービス等の説明会　資料

新しいサービスの「地域生活応援会議」の考え方例等

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

本物力こそ桑名力

　他ではまねできない、桑名ならではのたくさんの“本物”を見つけ出し、磨き上げ、より素晴らしいものにしていく力を「本物力」と名付けました。
　木曽三川が流れ込む桑名を桑名城の形状であった扇の要と見立てたイメージ等を桑名のイニシャルである「K」のマークで表現しました。

平成27年6月16日
桑名市　地域介護課

総合事業への移行する時期の考え方

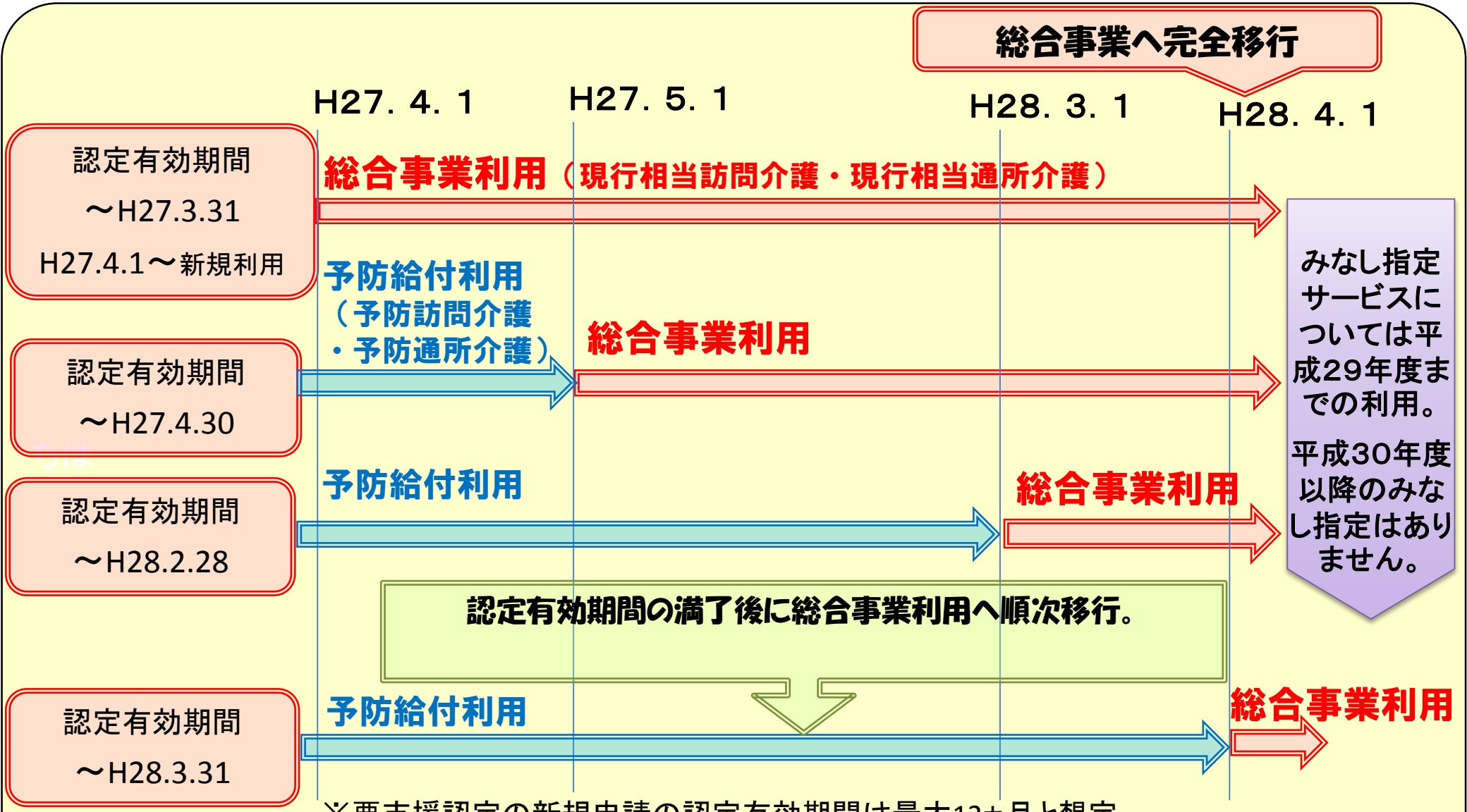

※3月中に新規で要支援認定を受けた方

※要支援認定の新規申請の認定有効期間は最大12ヵ月と想定。
※予防給付の認定有効期間内に総合事業サービスの併用は原則的にできない。
ただし、住民主体の通いの場（通所型サービスB等）への利用は妨げない。

総合事業利用に伴うケアマネジメントの類型と利用サービス

類型	サービス
ケアマネジメントA	① 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス ② 従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス ③ くらしいきいき教室
ケアマネジメントB	① 栄養いきいき訪問 ② お口いきいき訪問 ③ えぷろんサービス
ケアマネジメントC	① おいしく食べよう訪問 ② 『通いの場』応援隊 ③ シルバーサロン ④ 健康・ケア教室

サービスを併用する場合は、
A＞B＞C

総合事業利用に伴うケアマネジメントの類型別、生活応援会議の類型と様式

類型	地域生活応援会議	様式
ケアマネジメントA	A型生活応援会議 ○	「地域生活応援会議ケアマネジメントマニュアル」参照 利用者基本情報、興味関心チェックシート 介護予防アセスメント[1][2] 生活機能評価(アセスメント) 介護予防サービス・支援計画表 介護予防支援・サービス評価表 介護予防メニューリスク確認（B型は不要） 週間プラン（参考A、参考B、）
ケアマネジメントB	B型生活応援会議 ○	
ケアマネジメントC	なし	利用者基本情報、介護予防アセスメント[1][2] 元気アップ計画書（参考C）

継続ケースの場合は、会議は必須ではありません。
従来の様式＋介護予防アセスメント[2]を提出。
継続ケースの場合でも、新たに前頁のケアマネジメントA・Bに該当するサービスを利用される場合、基本的には生活応援会議を実施することとします。（例2,5-2等参照）

総合事業の例（Ⅰ）

例１ 更新申請結果非該当

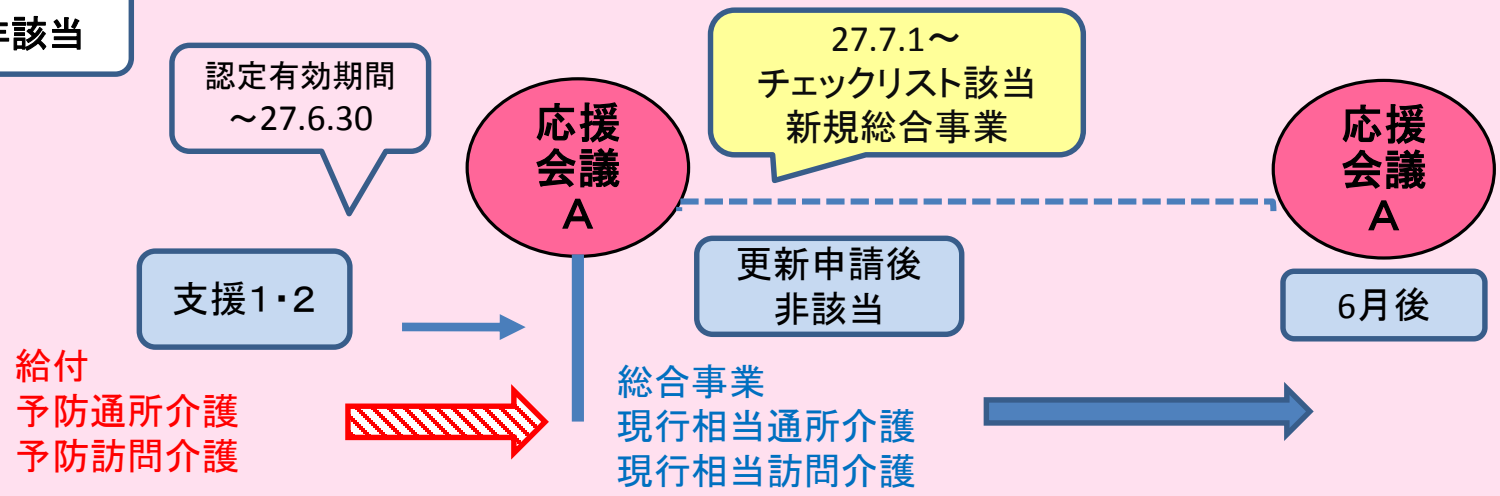

※更新時・チェックリスト実施の際は、必要なアセスメント等を行い、介護保険サービスが適正か否かの見極めを行った上でサービス利用について検討

例２ チェックリスト判断

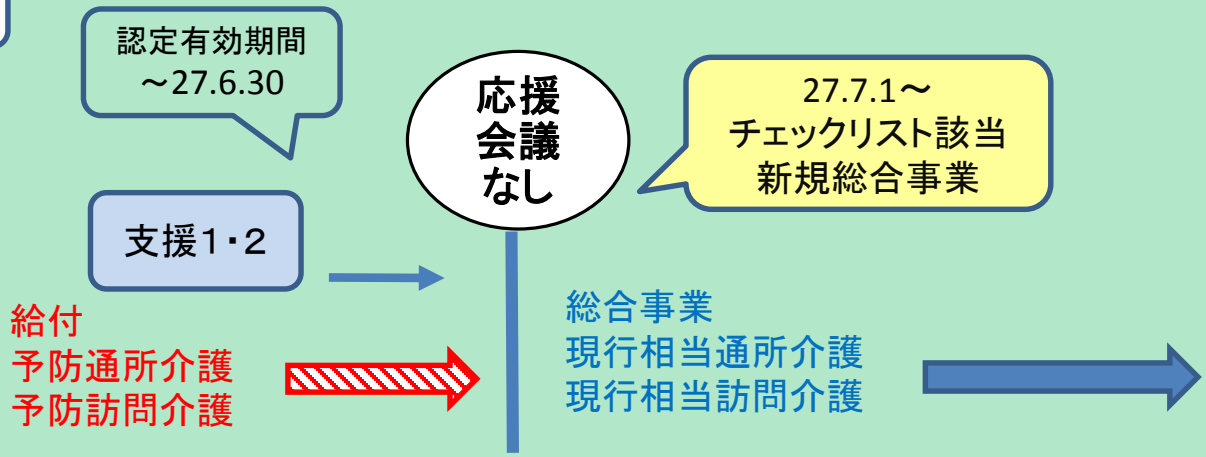

※更新時・チェックリスト実施の際は、必要なアセスメント等を行い、介護保険サービスが適正か否かの見極めを行った上でサービス利用について検討

総合事業の例　サービス変更の場合（Ⅰ）

例3　地域生活応援会議を実施後に地域密着型サービス利用へ変更する場合

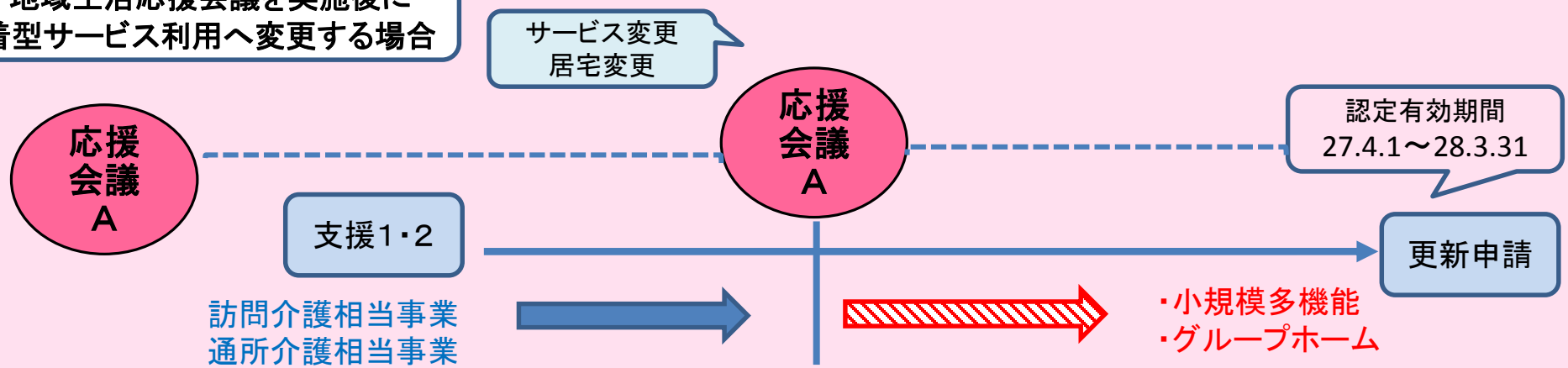

例4　継続ケースの場合

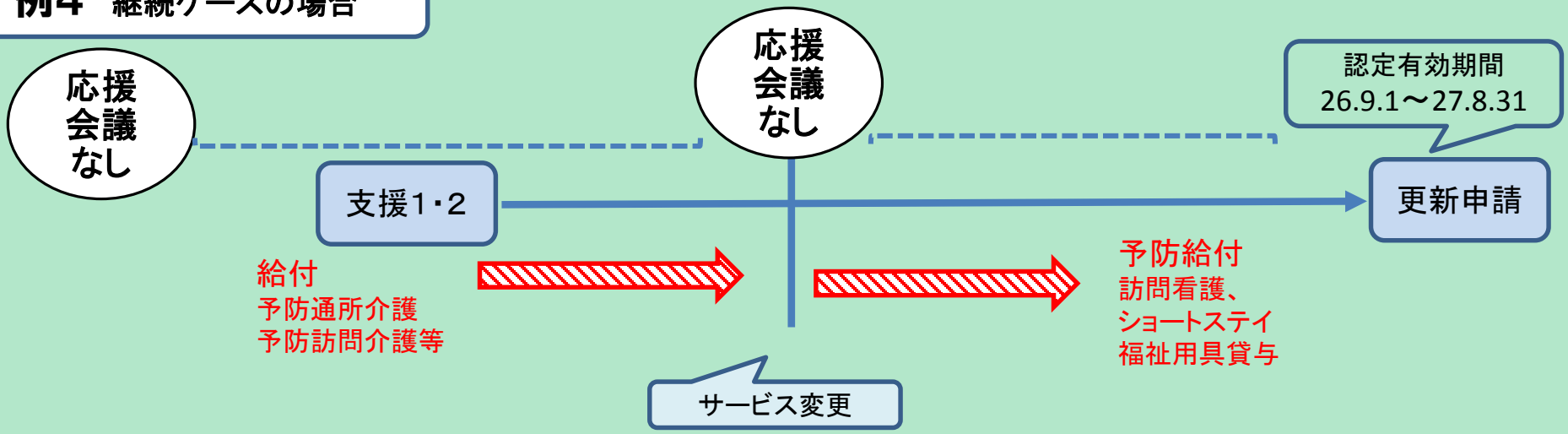

総合事業の例　サービス変更の場合（Ⅱ）

例5－1　総合事業サービス⇒総合事業サービスの変更

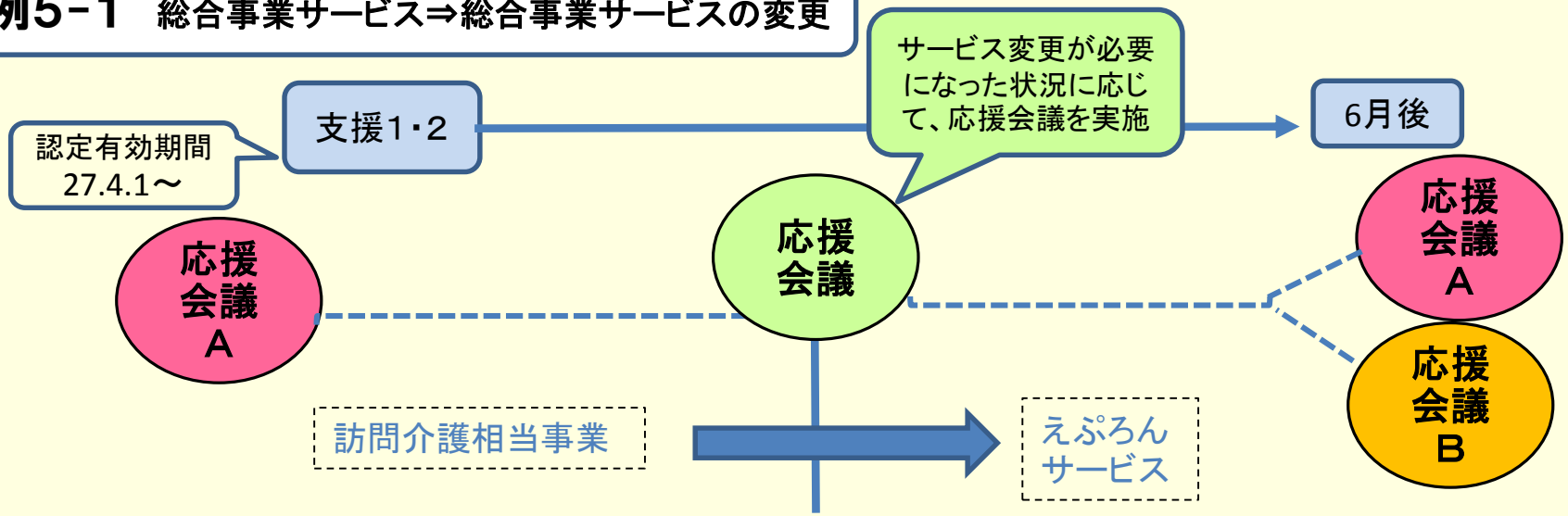

例5－2　予防給付サービス⇒新たに総合事業サービスを利用

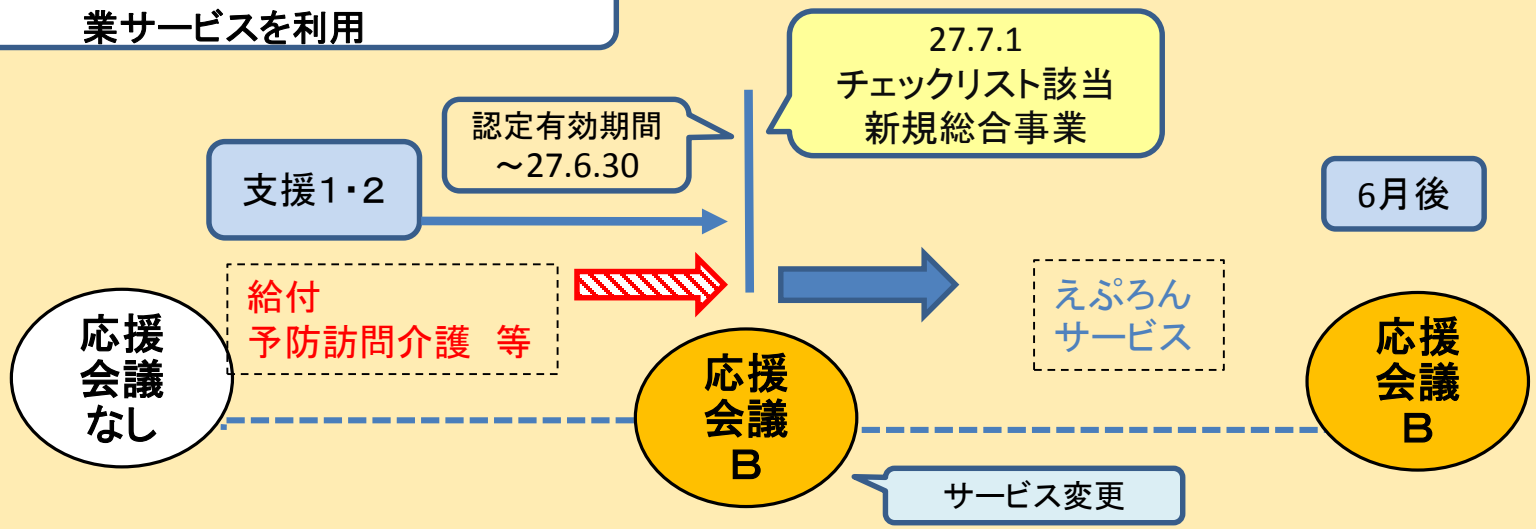

総合事業の例　サービス変更の場合（Ⅲ）

例6　くらしいきいき教室利用

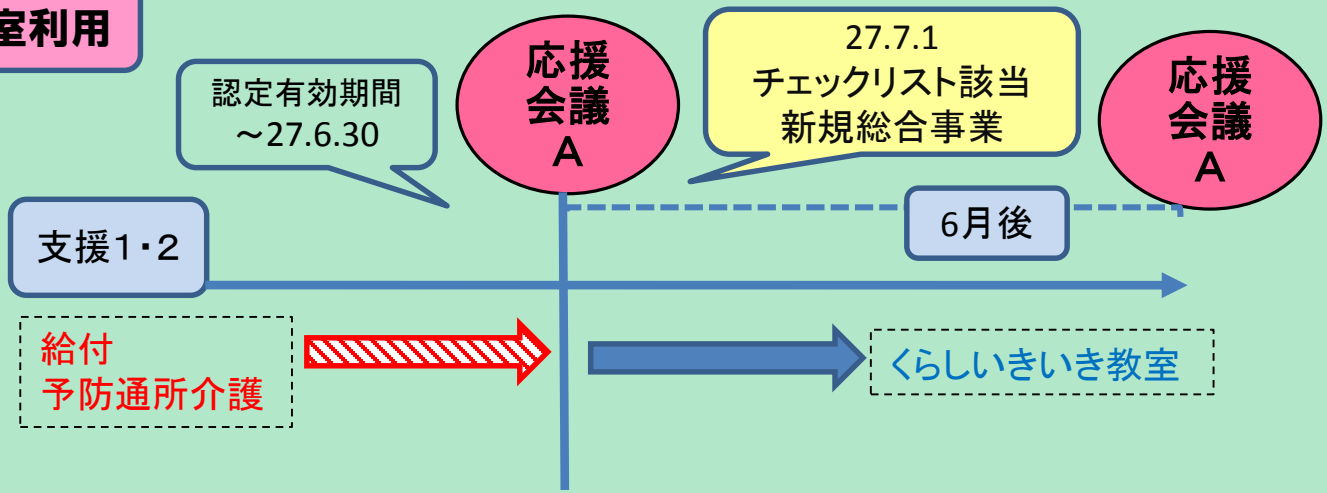

有効期間終了⇒チェックリスト該当⇒A型応援会議⇒総合事業サービス利用⇒6月後A型応援会議

総合事業の例　サービス追加の場合（Ⅰ）

例7　総合事業＋総合事業

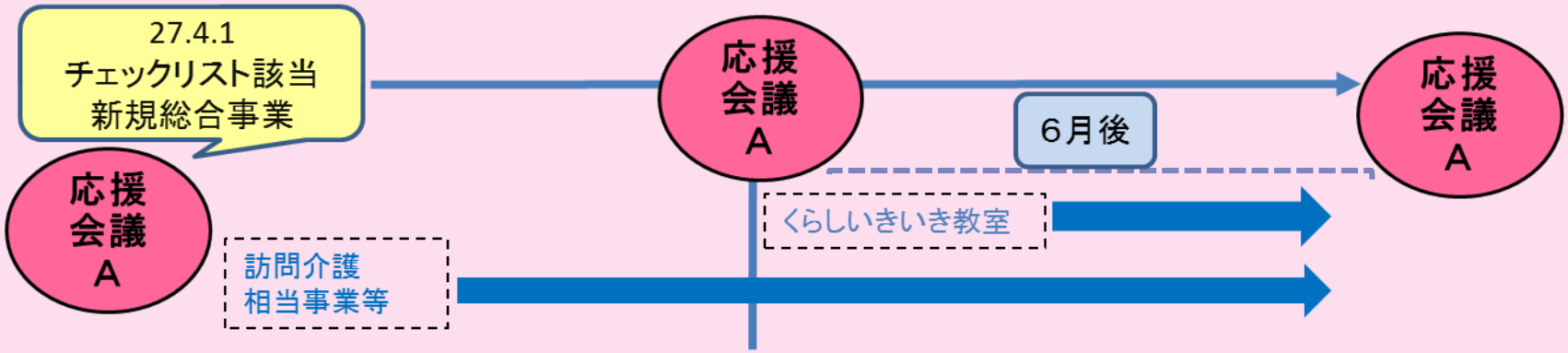

チェックリスト該当⇒A型応援会議⇒総合事業サービス利用⇒A型応援会議⇒総合サービス利用追加⇒6月後A型応援会議

市町村特別給付利用の考え方

例8－1

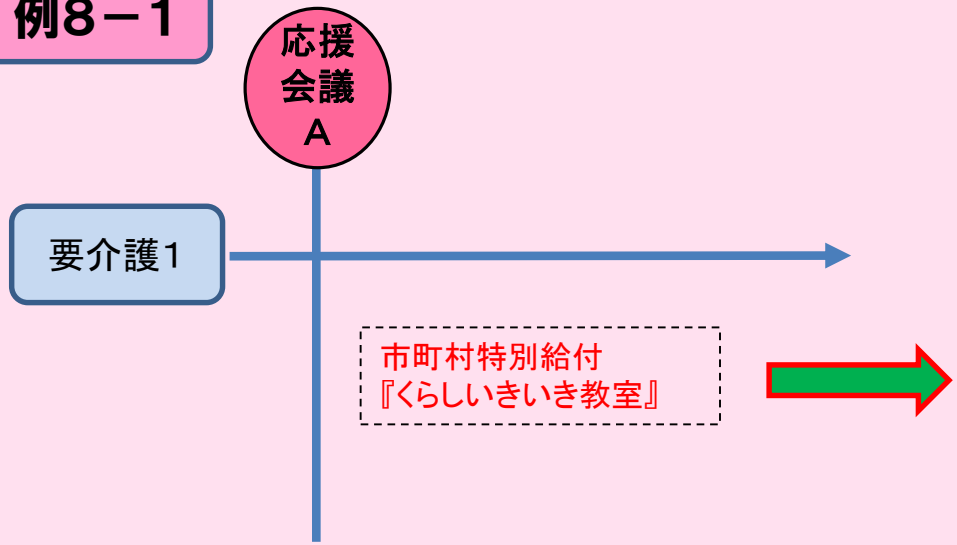

地域生活応援会議	備考
A型 『くらしいきいき教室』	アセスメント様式などは総合事業の様式を準用。桑名市『地域包括ケアシステム』⇒「地域生活応援会議」をご参照下さい。

※地域生活応援会議でのアセスメント様式などは生活応援会議仕様の書式を使用に加えて居宅サービス計画書1表・2表を使用することを想定

例8－2

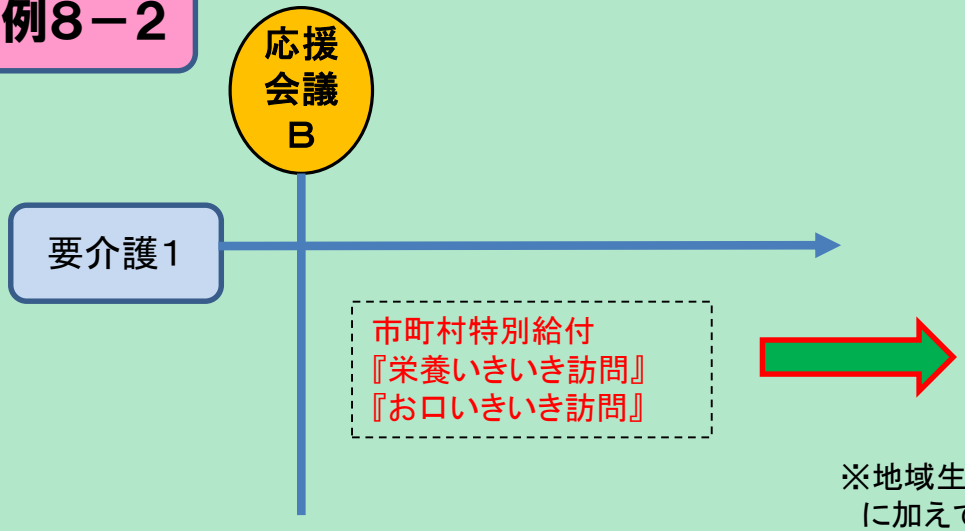

地域生活応援会議	備考
B型 『栄養いきいき訪問』 『お口いきいき訪問』	アセスメント様式などは総合事業の様式を準用。桑名市『地域包括ケアシステム』⇒「地域生活応援会議」をご参照下さい。

※地域生活応援会議でのアセスメント様式などは生活応援会議仕様の書式を使用に加えて居宅サービス計画書1表・2表を使用することを想定

区分変更その他

例9-1
区分変更の場合
同じサービス利用

区分変更
27.7.1

支援1 → 支援2

予防通所介護

通所介護相当事業

応援会議なし

例9-2
区分変更の場合

区分変更
27.7.1

支援1 → 支援2

サービス利用なし

くらしいきいき教室

応援会議A

例10　ずっと(H27.1.1～)サービス利用のなかった方の場合

27.1.1～認定有効期間

サービス利用開始
27.7.1～

支援2

サービス利用なし

予防通所介護

応援会議A

３．対象者

新規に要支援等と認定された被保険者のうち、介護予防サービス等を利用しようとするものを対象にします。

時期	内容
平成26年10月以降	各地域包括支援センターが自ら介護予防サービス計画等を作成する対象者に限り試行的に実施。 （平成26年10月以降に認定結果が出た要支援者）
平成27年1月以降	各地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託して介護予防サービス計画等を作成する対象者や、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用しようとする対象者も含め、試行的に実施。（委託の介護支援専門員が作成する対象者は、平成27年1月以降に認定結果が出た要支援者）
平成27年4月以降	要支援者のほか、介護予防・生活支援サービス事業対象者も含め、本格的に実施。
平成27年7月以降	要支援者のほか、介護予防・日常生活支援サービス事業対象者のほか、市町村特別給付「くらしいきいき教室」「栄養いきいき訪問」「お口いきいき訪問」（要介護１～５）を利用しようとする対象者も含め実施。

※遠方に滞在する被保険者の方について（別冊地域生活応援会議付録参照）

地域生活応援会議マニュアルより

桑名市の「地域生活応援会議」の対象者の範囲

『地域生活応援会議マニュアル』の3．対象者を基本とします。
その内、下記の③④⑤の方について桑名市の『地域生活応援会議』は必須対象者とはしないこととします。
ただし、ケースの必要性に応じて『地域生活応援会議』の実施を検討します。

①桑名市に居住している桑名市内のサービスを利用している桑名市の被保険者

②桑名市の被保険者が他市町のサービスを利用している

※遠方の場合についての取り扱いは「地域生活応援会議」別冊付録①を参照してください

③他市町の被保険者で桑名市のサービスを利用している方

④桑名市の被保険者が他市町の住所地特例者で他市町サービス利用している方

⑤他市町の被保険者の住所地特例者で桑名市のサービス利用をしている方

桑名市の「地域生活応援会議」を開催する趣旨

【1】介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援を「机上の空論」から「現場の実践」へ転換する。

①個々の事例について、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを実践する場
②専門職に求められる専門性として「エビデンス」に基づき、対人援助の「実践を言葉で説明する力」を発揮する場

【2】高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを「個人プレー」から「チームプレー」へ転換する。

①「地域生活応援会議」という多職種協働でケアマネジメントの支援を実施

「桑名市地域包括ケア計画」より

A型地域生活応援会議（全体会議）の運用イメージ

【メンバー】
・地域包括支援センター　・居宅事業所
・サービス事業所　・ケアマネ協会　・薬剤師会
・地域保健課（保健師・管理栄養士）
・地域医療課（歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）

相談 → アセスメント・プラン作成 → 1回目（6か月間プラン） → 担当地域包括へプラン提出 → 中央地域包括へ書類一式提出 → 1回目 → A型地域生活応援会議 → アドバイスを含めプランを修正 → サービス担当者会議 → 修正プラン提出 → 介護サービス利用 → モニタリング

2回目以降（有効期限までのプラン） → 担当地域包括へプラン提出

2回目（1回目より6か月後） → A型地域生活応援会議

生活機能向上が可能

期間的自立（卒業）

永続的自立（終了）

B型地域生活応援会議（各地域包括支援センター単位）の流れ

【メンバー】
・地域包括支援センター
・居宅事業所（委託ケースの場合）
・お口いきいき担当者（歯科衛生士）
　栄養いきいき担当者（管理栄養士）
・保険者・中央包括支援センター

ケアマネジャー・
　歯科衛生士または管理栄養士の同行
専門職が関わることで、その方のできること、できないことの見極めができる。

相談 → ケアマネジャーのアセスメント → 1回目 / 2回目 → 担当地域包括へプラン提出 → 1回目 / 2回目 → B型地域生活応援会議 → 1回目訪問 アセスメント プランニング → 2回目訪問 → 3回目～訪問 → モニタリング

必要に応じて同行訪問
ケアマネジャー・包括

地域ケア会議に関する法改正の内容

改正のポイント

1．市町村が「地域ケア会議」を設置し、高齢者への適切な支援及び支援体制に関する検討を行うことを規定

◆市町村が包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため「地域ケア会議」を置くよう法律に明記。

◆地域ケア会議を設置し、個別ケースの検討と地域課題の検討の両方を行うものであることを法律に明記。（介護保険法115条の48第1項、第2項）

2．地域ケア会議関係者からの協力を得やすい体制に

関係者の出席や資料・情報の提供など地域ケア会議の円滑な実施が可能に。

（介護保険法115条の48第3項・第4項）

3．関係者への守秘義務を課すこと

◆関係者に対して法律上の守秘義務を課すことで、地域ケア会議で個別事例を扱うことに対して、利用者や家族からの理解が得やすくなる。

参加者による情報交換等が円滑に行われるようになる。

※守秘義務違反の場合は一年以下の懲役・百万円以下の罰金。

→参加者に、守秘義務の取扱について周知が必要

（介護保険法115条の48第5項、205条2項）

4．具体的な会議の運営について市町村・センターにおいて従前どおり柔軟に行うことができる。

介護保険法改正案（地域ケア会議関係抜粋）

第115条の48
市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

5 会議の事務に従事する者、又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

第205条
2（略）第115条の48第5項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

多職種協働によるケアマネジメントの充実

介護保険を
『卒業』して
地域活動に
『デビュー』する

「セルフマネジメント（養生）」

高齢者
（介護保険の被保険者）
及びその家族

住み慣れた
環境で
生き生きと
暮らし続ける

介護予防に資する ケアマネジメント

一般高齢者 → 要支援者 → 要介護者

在宅生活の限界点を 高めるケアマネジメント

在宅サービス → 施設サービス

「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」

「サービス担当者会議」

介護支援専門員
（ケアマネージャー）

連携

サービス担当者
（医療、介護、予防、
日常生活支援等）

多職種協働での支援

- 保　健　師
- 社 会 福 祉 士
- 主任介護支援専門員
- 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」
- 薬 剤 師 等
- 管 理 栄 養 士
- 理 学 療 法 士
- 作 業 療 法 士
- 言 語 聴 覚 士
- 歯 科 衛 生 士

「地域包括支援センター長会議」等

桑名市地域包括支援センター
（桑名市の委託を受けた準公的機関）

連携

桑名市
（介護保険の保険者）

【参考2】「地域生活応援会議」に参加する皆さんに呼び掛けたいこと

① 多職種の視点を積極的に取り入れ、チームでケアマネジメントの「カイゼン」を目指しましょう。

「地域生活応援会議」に提出される介護予防サービス計画等は、
「サービス担当者会議」を経ない素案です。

② 専門職に求められる専門性を発揮し、「エビデンス」に基づいて予後を予測し、
「セルフマネジメント（養生）」を働き掛け、「生活機能の向上」の限界点を追求しましょう。

「データヘルス」が求められます。
介護保険の「卒業」は、介護保険の「卒業」先を明確にしない限り、実現されません。

③ ケアマネジメントを通じ、ニーズを掘り起こしてサービスを育成しましょう。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に盛り込まれる短期集中予防サービスのほか、
通所介護と組み合わされる訪問介護、認知症対応型共同生活介護に先立つ
小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型通所介護等の普及が期待されます。

④ サービスを利用する者のほか、費用を負担する者に対しても、説明責任を果たすため、
サービスの提供方針を具体的に明らかにしましょう。

サービスの提供には、サービスを利用する者によって負担される保険料及び税のほか、
その他の者によって負担される保険料及び税も、投入されます。

⑤ 現場での創意工夫に基づく成果の「見える化」を図りましょう。

今後、介護保険の「卒業」等に関する実績を公表する予定です。

「地域包括ケアシステム」の構築は
「地方分権の試金石」と称された
介護保険制度の創設に匹敵する困難な作業です。

桑名市市章

　水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。
　円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。

桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」

　「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。
　洋服の三本線は、木曽三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、
「オール桑名」で一歩一歩着実に取り組みましょう。